

令和2年7月17日開催、実務協議会（夏季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」



目 次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事訴訟の審理運営の課題
 - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
 - (1) 倒産事件の事件増に備えた事務処理の合理化等
 - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行事件
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件について
- 7 地方裁判所の国家賠償事件について
- 8 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判員に対する研修の実施
 - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
 - (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続
- 9 知的財産権関係民事事件について
 - (1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 国際交流・情報発信
 - (3) ビジネス・コード

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J-NETポータルの「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J-NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」(G-deck)に掲載しています。

1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が報告書として取りまとめられています。この報告書では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面IT化を目指すこととされています。具体的には、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議等の導入、拡大等）、e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指して必要な取組を進めていくものとされ、「3つのe」の実現は、①現行法の下で実施することのできるウェブ会議等を活用した争点整理の運用（フェーズ1）、②法改正によって直ちに実現することのできる運用（フェーズ2）、③システムの開発や導入などを経て初めて実現することができる訴訟記録の電子化等の運用（フェーズ3）という3つの段階に分けて、順次新たな運用を開始していくことが相当であるとされています。

この報告書の内容も踏まえて、裁判所では民事訴訟手続のIT化に向けた検討を進めており、フェーズ1に関しては、本年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、5月から地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用が開始されました。運用が開始された本年2月には134件、本年3月には346件の事件でウェブ会議が利用され、順調に運用がスタートしています。残る地裁本庁37庁については、令和2年度中には新たな運用を開始することができるよう環境整備を進めており、それ以外の庁についても、これらの庁における運用状況も踏まえながら順次運用を拡大することを考えています。

民事訴訟法等の改正を要するフェーズ2及びフェーズ3に関しては、平成30年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、15回にわたって民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等が行われ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。本年2月には、法務大臣から法制審議会に対して民事訴訟手続のIT化に向けた民事訴訟制度の見直しに関する諮問がされ、6月から、専門部会において調査審議が行われています。

また、民訴法132条の10第1項は、「申立てその他の申述」につき、最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を用いてすることができるものとし、インターネットを介して準備書面等の書類を電子的に提出することを法律上許容しています。そこで、現在はファクシミリや郵送により提出されている準備書面等について現行法下でのIT化の取組として、民訴法132条の10の枠組みを利用してインターネットを介して電子的に提出することを許容するための検討を進めることとしています。電子提出の具体的な方法については、当事者の利便性の向上など様々な観点を踏まえた検討が必要となります。が、令和3年度中の一部の府での運用開始目標として、システムの開発を進めいくこととしています。

民事訴訟手続のIT化は、現在のプラクティスに単にITツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えています。そのためには、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。これまで、全国の下級裁判所に設置した検討体（PT）を中心として、精力的に検討を進めていたいてきたところですが、今後も、各PTには引き続き着実に検討を進めていただきたいと考えています。本年6月には、IT化後の書記官事務を見据えたシステムの在り方、立法課題等について、各府から幅広く意見を募る事務連絡を発出したところですので、活発な議論等が行われるよう、よろしくお取り計らいください。

2 地方裁判所の民事事件について

（1）民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向が続き、平成25年以降おおむね横ばいに推移した後、平成30年以降も若干減少傾向にあります。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いており、実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。

それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決を求める声が強くなっているところです。

(2) 民事訴訟の審理運営の課題

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化も挙げられて来ましたが、弁護士や高裁から、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に関して厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができていない面がある可能性も否定できません。

こうした審理判断の課題を踏まえ、裁判の質の更なる向上を図るためには、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で共通認識を醸成し、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超え、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられます。

これまでの協議会等における議論を踏まえると、争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るためにには、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、早期に証拠（書証）にも照らしながら争点を絞り込み、法的判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適正な紛争解決のために積極的に和解勧試を行うこと等が求められているといえます。もっとも、口頭議論をどの段階でどのような形で行うのか、証明権の行使や証拠に基づく争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのかといった具体的な審理の在り方については、裁判官の間でかなりのばらつきがあるとの指摘もあるところです。民事訴訟の審理運営の改善を図るためにには、改めて争点・証拠整理の目的にまで立ち帰った上で、それを意識しながら各裁判

官の訴訟観に即して審理運営がされていくものであることについて、裁判官の間で理解や認識の共有を図る必要があると考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も行われてきたところです。この点については、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」に詳しいので、御参照ください。

(3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられることは前記のとおりです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組を踏まえつつ、現行法規の活用や訴訟指揮を通じた実務上の工夫について、改めてこれを検討し、課題やそれを克服するための方法等について議論し、有用と思われるものを着実に実践していくことが望まれます。

以上のような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、裁判の質の更なる向上が必要であることや、IT化の機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり民事裁判官のやりがいにもつながることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討態勢の構築を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の民事訴訟における審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、

民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを実施することが重要であると考えられます。

特に、新受の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各庁において具体的な取組を継続的に進める必要があります。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各庁においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しております、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についての積極的な取組が必要です。さらに、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようにするためには、調停協会とも連携しつつ、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた人々が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を

十分に理解してもらうなど、効果的な広報を展開することが求められています。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 倒産事件の事件増に備えた事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成28年以降、自然人を債務者とする破産事件を中心に増加傾向が続いている。平均処理期間については、近年はほぼ横ばいとなっており、順調な事件処理がうかがわれます。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、減少傾向にありましたが、令和元年には歯止めがかかりました。個人再生事件は平成27年以降、増加傾向にあり、特に平成30年までは毎年10%を超える割合で増加していました。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って若干長期化しているものの、全体としてはほぼ横ばいとなっており、おおむね順調な事件処理がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、特に、自然人を債務者とする破産事件や個人再生事件については、今後も、新受件数の増加傾向が続く可能性があり、また今般の新型コロナウイルス感染症の影響についても予断を許しません。

したがって、事件動向を適時・適切に把握するとともに、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要

があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数は増加傾向にあり；また、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の見込みや若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっています。裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選任に客觀性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選任が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選任の適正には常に留意することが求められます。

5 民事執行事件について

(1) 不動産執行事件

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審理期間は全国平均で8.6ヶ月と短縮されており、売却率も全国で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各庁の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。処理期間の短縮化については、個

々の手続の短縮化という観点にとどまらず、手続全体の最適化という観点から検討することが必要であると考えられます。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方、執行不能で終局する事例が多いことから、その実効性を高めることが強く求められています。このような中で、民事執行法等の一部が改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しが行われたことからすると、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようになるための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事

前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

6 地方裁判所の行政事件について

地方裁判所における行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移してきましたが、平成30年以降はこれを下回る水準にとどまっています。もっとも、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化等を背景に、新受件数は今後も高い水準で推移していくことが見込まれます。また、近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、いわゆる多庁係属型訴訟（事実上又は法律上の争点が同一であり、複数の裁判所に提起されている訴訟など）が増加していることも指摘できます。これらを背景として、審理期間が2年を超える長期未済事件数は高い水準で推移しています。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要です。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。また、近時は、審理運営上の課題や工夫等について、部や庁を超えて裁判官同士の意見交換を充実させる取組も進められています。

7 地方裁判所の国家賠償事件について

地方裁判所を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にあります。多庁係属型訴訟が増加しているほか、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めています。B型肝炎訴訟は、新受件数が減少したにもかかわらず未済件数が増加しているところ、その原因は、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超え

る長期未済件数が顕著な増加を示していることにあります。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、適正迅速な解決に向けた審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることが有益であると考えられます。

8 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係分野においては、近時の社会経済情勢の変化、非正規雇用労働者の増加を中心とした雇用形態の多様化、労働者の権利意識の高まりや価値観の多様化等の様々な要因を背景として、裁判所に申し立てられる事件数は高水準で推移しており、その内容も複雑困難化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とした解雇や雇止めに関する事案が多く報道されており、今後、こうした事件が裁判所に多数係属することも考えられ、その動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件は、平成20年以降、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件は、制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものを合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平均審理期間も徐々に長期化しています。

こうした課題に適切に対応するため、各庁において、審理運営上の工夫等を共有するなど、その実情に応じて労働関係事件を適正迅速に処理するための一層の取組を進める必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図

っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

(5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続

労働審判手続についてでは、テレビ会議の活用を図るために周知の取組が各府で行われてきたところですが、本年6月からは、ウェブ会議の方法により労働審判手続の審理を行うことも可能となりました。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取していただく必要がありますが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、「3密」を回避しつつ労働審判を実施する一つの有効な手段となり得るものと考えられます。

9 知的財産権関係民事事件について

(1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

政府の知的財産戦略本部（本部長・内閣総理大臣）による知的財産推進計

令和2020においては、特許法等改正に伴う査証制度及び損害賠償額算定方法の適切な運用の見守り並びに海外へ向けた知財関係裁判例や知財調停制度など知財紛争処理に関する情報発信の充実が期待されています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などとも共催し、国際知財司法シンポジウムを開催しております。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

(3) ビジネス・コード

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、準備を進めています。

目 次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等について
 - (1) 民事執行法等改正の動向
 - (2) 所有者不明土地問題について
 - (3) 会社法改正の動向
 - (4) 公益信託法改正の動向
 - (5) 消費者契約法改正の動向
 - (6) 仲裁法制の見直しに関する動向
 - (7) その他
- 2 行政法関係の法改正について
- 3 国家賠償事件に関する法改正等について
- 4 労働法関係の法改正等について
 - (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について
 - (2) パワーハラスメント防止対策等について
 - (3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて
 - (4) 解雇無効時の金銭救済制度について
- 5 知的財産権関係の法改正について
 - (1) 特許法改正の動向
 - (2) 著作権法改正の動向

1 民事関係の法改正等について

(1) 民事執行法等改正の動向

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が昨年5月17日に公布されました。

その主な改正項目は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直しです。

また、これを受けて、民事執行規則等の一部を改正する規則が昨年11月27日に公布されました。

この法律及び規則は、いずれも本年4月1日から施行されています（ただし、債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は適用されません。）。

(2) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関する問題については、平成30年6月に「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が公表され、土地所有に関する基本制度や民事基本法の見直し等の重要課題について令和2年までに必要な制度改正を実現するという方針等が示されました。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が昨年5月24日に公布されました。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられました。この法律のうち、登記官による所有

者の探索等に関する規定は、昨年11月22日から施行されました。裁判所による管理者の選任等に関する規定は、本年11月1日から施行されますが、この法律による事件の手続について、会社非訟事件等手続規則が改正され、新たに44条の2が追加されました。同改正規則は本年4月22日に公布され、同年11月1日から施行されます。

さらに、昨年2月14日、法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正につき諮問がされ（諮問第107号）、同年3月から法制審議会民法・不動産登記法部会において、①相続登記の申請の義務化、②土地所有権の放棄、③遺産分割の期間制限、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等について、調査・審議が行われており、本年1月から3月にかけて、中間試案に対してパブリックコメントが実施されました。現在、本年中の法案提出を目指して、調査・審議が行われています。

(3) 会社法改正の動向

「会社法の一部を改正する法律」が昨年12月11日に公布されました。

その主な改正項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し、社債の管理等に関する規律の見直し等です。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(4) 公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会における調査・審議を経て、昨年2月14日の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官序制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手続と同様の手続が設けられる見込みです。

(5) 消費者契約法改正の動向

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめら

れ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われています。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取消権、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされています。

(6) 仲裁法制の見直しに関する動向

仲裁法制の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された仲裁法制の見直しを中心とした研究会において、仲裁法の改正に関する検討等が行われています。同研究会においては、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法制の見直しを中心としつつ、関連する諸制度の見直しを含めて、国際仲裁等の活性化等の観点から、論点の整理が行われています。

(7) その他

上記のほか、タンカー油に係る損害賠償責任の制限に加えて、燃料油や難破物除去損害についても責任制限手続を設けることを内容とする船舶油濁等損害賠償保障法の改正がなされ、昨年5月31日に公布されたことに伴って、船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の改正がなされ、昨年11月27日に公布されました。

また、民法（債権法）の改正法が本年4月1日から、一部の規定を除いて施行されているほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

2 行政法関係の法改正について

地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例において定めることを可能にすることなどを内容とする「地方自治法等の一部を改正する法律」は、本年4月1日までに全ての規定が施行されています。

3 國家賠償事件に関する法改正等について

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等について定めた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」及び名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えること等を内容とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、いずれも昨年11月15日に成立し、同月22日に公布・施行されました。

4 労働法関係の法改正等について

(1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は段階的に施行されているところ、本年4月1日から、
①正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正に係る改正規定（中小企業への適用は令和3年4月1日）等が施行されているほか、
②時間外労働の上限規制に係る改正規定が中小企業にも適用されています。

(2) パワーハラスメント防止対策等について

パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年6月5日に公布され、一部の規定を除き、本年6月1日から施行されました。

(3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて

賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずること等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。

(4) 解雇無効時の金銭救済制度について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

5 知的財産権関係の法改正について

(1) 特許法改正の動向

ア 特許法の改正

特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する査証制度の創設や損害賠償額算定方法の見直し等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が、昨年5月17日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されました。査証制度に係る規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。また、特許法による査証の手続等に関する規則が、本年4月22日に公布されました。この規則は、上記の査証制度に係る規定の施行の日から施行されます。

イ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議等

昨年4月に内閣総理大臣補佐官を議長として「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、法務省、知的財産戦略推進事務局、特許庁などの関係府省庁が構成員として、最高裁判所と日弁連はオブザーバーとして、これに参加しました。本年3月10日に開催された連絡会議では報告書が取りまとめられ、知財司法分野における紛争解決機能をなお一層強化するための検討事項として、①二段階訴訟制度の導入、②損害賠償制度の見直しとして懲罰的賠償や利益吐き出し請求権、③アミカスブリーフの導入、④アトニーズ・アイズ・オンリーの導入、⑤訴訟費用の敗訴者負担制度の導入、⑥知財調停の活用・充実、⑦知財高裁の大合議制度の拡大が示されました。

上記検討事項のうち、①から⑥については、現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、議論が行われています。

(2) 著作権法改正の動向

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護を目的とした「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月5日に成立しました。

主な改正項目は、①リーチサイト（侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大です。

この法律は、令和3年1月1日から施行されますが、①及び③等一部の規定については、本年10月1日から施行されます。